

千葉県合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、し尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、別表第1に定める施設（以下「補助対象施設」という。）の整備に要する費用について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助対象施設を整備する者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有するものをいい、処理対象人員10人以下のものにあつては、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）が行う合併処理浄化槽登録制度に登録されているもの

イ 社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）が行う小型合併処理浄化槽機能保証制度による保証登録されているもの

(2) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 前号に規定する合併処理浄化槽であつて、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総磷濃度1mg/ℓ以下の機能を有するものをいう。

(3) 高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（N10型浄化槽） 前2号に規定する浄化槽であつて、放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下の機能を有するものをいう。

(4) 単独処理浄化槽等 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの及びくみ取り槽をいう。

(5) 住宅 人の居住の用途に供する建築物をいい、店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの（以下「店舗等併用住宅」という。）にあつては、延べ面積の2分の1以上を居住の用途に供し、かつ、居住の用途に供しない部分の延べ面積の合計が50㎡を超えないものをいう。

(6) 放流先のない場合の処理装置 放流水を蒸発拡散させる装置として、公的試験研究機関等による性能評価又は行政機関（関東地方の都県・保健所設置市に限る。）による構造認定を得ているものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、次の各号に定める区域を除く市内全域とする。ただし、それぞれ当該各号に定める区域であっても、水質浄化対策上市長が特に必要と認める区域は補助対象地域とすることができる。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項の規定による事業計画に定められた予定処理区域
- (2) 前号に定める予定処理区域と一体的に公共下水道が整備される予定の区域
- (3) 農業集落排水事業の事業採択区域

2 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽にあっては、前項に定める補助対象地域であって、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を指定」(昭和60年環境庁告示第27号)により指定された湖沼に生活排水が排出される地域
- (2) 「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域を指定」(平成5年環境庁告示第67号)により指定された海域に生活排水が排出される地域

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に定める。

- (1) 単独処理浄化槽等に換えて補助対象施設を整備すること。
- (2) 市に納付すべき税(延滞金を含む)の滞納がないこと。
- (3) 補助対象施設を整備する住宅に、申請者が居住していること。(居住とは、本市の住民基本台帳に記録されていることであり、住民情報照会又は住民票により確認します。)

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事について次の各号に定める要件を備えるものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく届出をしていること。
- (2) 住宅から出るすべての排水(雨水を除く。)を補助対象施設で処理するものであること。
- (3) 土地又は住宅、あるいはその両方が申請者の名義以外の場合にあっては、補助対象施設の整備についてそれぞれの所有権者の承諾を得ていること。
- (4) 補助対象工事を当該補助金交付決定に係る市の会計年度の2月20日までに開始すること。
- (5) 第8条に規定する市の交付決定後に工事に着手すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合には、補助金を交付しないものとする。

- (1) 住宅を譲渡又は賃貸する目的で補助対象施設の整備を行う場合。
- (2) 住宅の建て替えに伴って補助対象施設を整備する場合。
- (3) 住宅が固定資産課税台帳に登載されていない場合。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、以下の(1)から(5)の該当する工事の合計額とする。

- (1) 第2条第1号から第3号に掲げる合併処理浄化槽(以下、「合併処理浄化槽等」という。)を設置するために要する費用に相当する額とし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。ただし、店舗等併用住宅にあっては、居住の用途に供する部分から算定した人槽とし、同表の右欄に掲げる額を限度とする。
- (2) 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等に設置換えをする者に対する補助(以下、「単独等転換補助」という。)の額は、180,000円(ただし、くみ取り槽からの転換の場合は120,000円)を限度とする。
- (3) 配管工事に要する費用の補助(以下、「配管費用補助」という。)の額は、330,000円を限度とする。
- (4) 補助対象施設整備と同時に放流先のない場合の処理装置を設置する者に対する補助(以下、「放流水処理装置補助」という。)の額は、200,000円を限度とする。
- (5) 第3条第2項各号のいずれかに該当する地域において、N10型浄化槽を整備しようとする者に対する補助(以下、「N10型上乘せ補助」という。)の額は、補助対象施設の整備に要する費用から(1)に規定する補助金額を差し引いた金額と200,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して当該補助金交付決定に係る市の会計年度の12月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所案内図
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (3) 合併処理浄化槽概要書の写し及び構造図
- (4) 配置配管図
- (5) 見積書の写し

- (6) 全浄協による登録証の写し及び管理票並びに全浄連による保証登録証
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 前条第2項及び第3項に規定する補助金を申請するときは、既設の単独処理浄化槽等の概要と転換計画を示した書類
- (9) 前条第4項に規定する補助金を申請するときは、放流先のない場合の処理装置認定通知書の写し、構造図及び放流先のない場合の処理装置の設置計画を示した書類
- (10) 土地及び建物の所有者を証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 1件の補助申請について補助対象者が2人以上いる場合は、当該補助対象者の総意により代表者を決定し、その者が補助金の申請から受領に係る諸手続きを行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、費用の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認等)

第10条 第7条各号の規定により承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。ただし、これにより補助金交付決定額を増額することはできない。

2 市長は、前項の申請を承認するときは、千葉市合併処理浄化槽設置事業変更承認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。ただし、次項による場合を除く。

3 市長は、第1項の申請により補助金の交付決定額を変更するときは、規則第6条の規定により千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、千葉市合併処理浄化槽設置事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して当該補助金交付決定に係る市の会計年度の3月15日までに市長に提出しなければならない。

- （1）工事費請求書又は領収書の写し
- （2）浄化槽施工結果報告書の写し
- （3）設置工事の写真
- （4）第5条第2項及び第3項に規定する補助金を申請するときは、既設単独処理浄化槽等の転換状況の写真
- （5）第5条第4項に規定する補助金を申請するときは、放流先のない場合の処理装置施工結果報告書の写し及び設置工事の写真
- （6）浄化槽法第11条第1項に規定する検査の受検手続きの代行、浄化槽の保守点検及び清掃等の包括的契約（一括契約）を締結したことを証する書類の写し（やむを得ない事情により当該契約を締結しない場合は浄化槽法第11条第1項に規定する検査の受検契約書の写し、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し）
- （7）浄化槽の保守点検を補助対象者が自ら実施する場合、それが可能であることを証明する書類の写し
- （8）その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（交付の請求）

第13条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

2、3 略

附 則

1 この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

2 略

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 略

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 略

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 略

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象施設

1	合併処理浄化槽（10人槽以下に限る。）
2	窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（10人槽以下に限る。）
3	高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（N10型浄化槽）（10人槽以下に限る。）

別表第2

補助金額

区 分	限 度 額
・合併処理浄化槽を整備する場合 ・第3条第2項各号の地域外において窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽を整備する場合	(1) 5人槽 332,000円
	(2) 6～7人槽 414,000円
	(3) 8～10人槽 548,000円
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽を整備する場合	(1) 5人槽 360,000円
	(2) 6～7人槽 462,000円
	(3) 8～10人槽 585,000円
高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（N10型浄化槽）を整備する場合	(1) 5人槽 474,000円
	(2) 6～7人槽 570,000円
	(3) 8～10人槽 723,000円

千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所
氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

年度千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

また、私は法令等に則り、浄化槽法が定める法定検査・保守点検・清掃を適正に実施することを誓約します。これを守らなかった場合、この補助金を返還することに異存はありません。

設 置 場 所		
住 宅 等 所 有 者		1 本人 2 共有(計 人) 3 その他()
補 助 金 額 の 加 算		1 単独等転換補助 2 配管費用補助 3 N10型上乘せ補助 4 放流水処理装置補助
事 業 計 画	総 工 事 費	円
	交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	人槽 円
	自 己 資 金	円
	補助事業の着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類		
1 設置場所案内図 2 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し 3 合併処理浄化槽概要書の写し及び構造図 4 配置配管図 5 見積書の写し 6 全浄協による登録証の写し及び管理票並びに全浄連による保証登録証 7 工事請負契約書の写し 8 千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条第2項及び第3項に規定する補助金を申請するときは、既設単独処理浄化槽等の概要と転換計画を示した書類 9 要綱第5条第4項に規定する補助金を申請するときは、放流先のない場合の処理装置認定通知書の写し、構造図並びに放流先のない場合の処理装置の設置計画を示した書類 10 土地及び建物の所有者を証する書類 11 その他市長が必要と認める書類		
市税納付状況確認同意欄	<input type="checkbox"/> 私は、自らの市税の納付状況について市が確認することに同意します。	
住民情報確認同意欄 ※住民票の写し(原本)を添付する場合は不要	<input type="checkbox"/> 私は、自らの住民情報について市が確認することに同意します。	
固定資産税台帳課税状況確認同意欄	<input type="checkbox"/> 私は、自らの固定資産税台帳課税状況について市が確認することに同意します。	
申請者以外の同意欄 ※ない場合は記入不要	私は、申請者が本補助金の申請をすることについて、同意します。 (自署)	

様

千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金について、
次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容、費用の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告して、その指示を受けること。4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を遵守すること。5 浄化槽法等の法令に従い、補助対象施設を適正に維持管理すること。

(教示) この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

変 更 承 認 申 請 書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

年 月 日付千葉市指令 第 号で補助金交付決定を受けた
合併処理浄化槽補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様

千葉市長

(公印省略)

千葉市合併処理浄化槽設置事業変更承認通知書

年 月 日付変更承認申請のあった千葉市合併処理浄化槽設置事業について、
下記のとおり承認する。

記

承認する内容

(教示) この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉県合併処理浄化槽設置事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付千葉県指令 第 号にて交付決定した千葉県合併処理浄化槽設置事業補助金について、次のとおり変更交付決定したので、千葉県補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長



既 交 付 決 定 額	円
変 更 交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容、費用の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告して、その指示を受けること。 4 千葉県補助金等交付規則及び千葉県合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を遵守すること。 5 浄化槽法等の法令に従い、補助対象施設を適正に維持管理すること。

(教示) この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市合併処理浄化槽設置事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所
氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉市合併処理浄化槽設置事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
補助事業の費用精算額	円
補助金の交付決定額	円
自 己 資 金	円
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事費請求書又は領収書の写し 2 浄化槽施工結果報告書の写し 3 設置工事の写真 4 第5条第2項及び第3項に規定する補助金を申請するときは、既設単独処理浄化槽等の転換状況の写真 5 第5条第4項に規定する補助金を申請するときは、放流先のない場合の処理装置施工結果報告書の写し及び設置工事の写真 6 浄化槽法第11条第1項に規定する検査の受検手続きの代行、浄化槽の保守点検及び清掃等の包括的契約（一括契約）を締結したことを証する書類の写し（やむを得ない事情により当該契約を締結しない場合は浄化槽法第11条第1項に規定する検査の受検契約書の写し、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し） 7 浄化槽の保守点検を補助対象者が自ら実施する場合、それが可能であることを証明する書類の写し 8 その他市長が必要と認める書類

様

千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市合併処理浄化槽設置事業実績報告書により、
年度千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等
交付規則第13条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助事業の費用精算額	円
補助金の確定額	円

(教示) この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所
氏 名

㊞

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

年 月 日付千葉市達 第 号千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
交付請求額	円
添付書類	千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金額確定通知書の写し

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 支店
預金種別	普通 当座 その他 ()
口座番号	
フリガナ	
氏名	